

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本調達に係る見積の決定及び契約締結は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年2月25日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

「環境保全連携施策整理検討外業務」

本業務は、持続可能な地域づくりに向けた取組のひとつとしてグリーンインフラに着目し、グリーンインフラの保全に向けた北海道の自然環境の特徴を踏まえた持続可能な地域づくりのための官民連携モデルの構築に向けた方向性について調査・整理を行うことを目的とする。

また、北海道開発局で実施している希少猛禽類等に関する環境調査データについて、各開発建設部の基礎資料に資することを目的として、「自然環境データベース」のデータ更新を行うほか、環境・景観関係の勉強会・意見交換会運営及び各種環境関係資料の作成を行うものである。

(2) 業務内容

1. 計画準備
2. グリーンインフラの活用に向けた課題整理及び活動支援
3. 環境・景観に関する勉強会等の運営
4. 環境関係資料作成・更新及び自然環境データベース更新
5. 報告書作成

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願（別記様式1）を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。
また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時まで競争参加資格の決定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。
ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）
イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。
- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ
電話011-709-2311（内線5247） 電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月11日（水）まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006p73.html>

（説明書等に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記3(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.geps.go.jp/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年3月11日（水）12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。